

3 版 放射線安全管理の実際 更新情報

平成 30 年 4 月 1 日施行の法改正等に伴う、テキストの変更点をまとめた【対象：3 版すべての刷】
該当箇所はページと行で示したが、変更によっては関連する内容の範囲等で示してある。

行：「新」は追加

(2018 年 10 月 15 日現在)

頁	行	3 版記載 (内容)	更新
6	2	下記の 5 つの専門委員会	下記の <u>4 つ</u> の専門委員会 <u>(2017 年 7 月より再編)</u> 。
6	4-8	〈ICRP の第 1～第 5 専門委員会の説明〉	第 1 専門委員会：放射線の生物影響 <u>(+環境)</u> 第 2 専門委員会：放射線防護に係わる線量 <u>(+環境)</u> 第 3 専門委員会：医療における放射線防護 <u>(+獣医療)</u> 第 4 専門委員会：委員会の勧告の適用 <u>(+環境)</u> (第 5 専門委員会は削除)
13	2-4 10	① 法律 ② 施行令	①法律 最終改正 <u>平成 29 年(2017 年)4 月。平成 30 年(2018 年)4 月施行(4 条改正)</u> 、 <u>公布日から 3 年以内に施行(5 条改正)</u> ②施行令 <u>最終改正 平成 29 年 12 月。平成 30 年 4 月施行</u>
14	18	(追加)	最新の審査基準 (ガイド含む)、通知などは、 原子力規制委員会ウェブサイトにて確認できる。 (http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/index.html)
16	3,15	17 項目	<u>18</u> 項目
16	17	(追加)	最新の放射線障害予防規程に定めるべき記載事項に関しては、「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」にて確認のこと。(原子力規制委員会ウェブサイト、 http://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf)
18	29	実施項目及び時間数	<u>教育訓練</u> の項目及び時間数
19	20	震度 4 以上	震度 4 以上* *「震度 4 以上」による全事業所の点検義務は変更となり、点検を行う震度は各事業所が予防規程で定めることとなった。放射線障害予防規程に「震度 4」と記載した事業所は、これに従い点検を行う。この場合、異常がなければ原子力規制庁事故対処室への連絡は必要ない。 特定許可使用者 (RI による) は、所在市区町村で「震度 5 強以上」の場合には点検を行い、結果について原子力規制庁事故対処室に報告を行う。ただし、震度 5 強未満でも異常があれば同事故対処室に報告する。詳細は、別添の平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡 (原規放発第 1803076 号) を参照。

20	新	(追記) ※4行目のあと	放射線障害予防規程に規定する事項について、今回の法改正に係る事項を見直し必要な改定を行い、平成31年8月30日までに原子力規制委員会に届け出る。																
31	表 1.5	立入後・取扱後1年以内	立入後・取扱後 注3)																
		表注(追加)	注3) 管理区域に立ち入った後または取扱等業務を開始した後に行う教育および訓練は、前回の教育および訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に教育および訓練を実施しなければならない。																
31	1-2	平成3年科学技術庁告示第10号	平成30年原子力規制委員会告示第1号																
31	表 1.6	(差替え)	<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>放射線の人体に与える影響</td> <td>放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い</td> <td>放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>30分</td> <td>1時間</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>取扱等業務従事者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	対象者				放射線業務従事者	30分	1時間	30分	取扱等業務従事者			
			項目	放射線の人体に与える影響	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程													
			対象者																
放射線業務従事者	30分	1時間	30分																
取扱等業務従事者																			
31	下 2-1	上記項目の「…」および「…放射線障害の防止に関する法令」の記載は	上記項目の「放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い」の記載は (左欄の下線部削除)																
32	13	実施年月日、項目並びに当該教育を受けた者の氏名	実施年月日、項目、 <u>各項目の時間数*</u> 、並びに当該教育を受けた者の氏名 (下線部を追加) *ただし、「各項目の時間数」は、管理区域に立ち入る前、または取扱等業務を開始する前に実施する教育および訓練の場合にのみ記載する。																
32	20	[則第39条第3項]	[則第39条第2項]																
308	21	[則第39条]	[則第28条の3]																
308 326	20 ほか	原子力規制庁 原子力防災課 事故対処室	原子力規制庁 <u>総務課</u> 事故対処室 (以下、原子力規制庁事故対処室) ※ p.315-326 の該当箇所も 原子力規制庁事故対処室																
309	表 11.1	タイトル	<u>事故等の報告(規則第28条の3)</u> で定めている報告の必要な事象																
309	表 11.1 (5)	(事象(5)説明 ロ:一部変更、 ハ:新規)	ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、 <u>漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。</u> ハ <u>漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</u>																
309	表 11.1 (6)		(6)人が常時立ち入る場所、工場または事業所 (<u>廃棄事業所を含む</u>) の境界、工場または事業所内の人が居住する区域の線量限度を超え、または超えるおそれがあるとき。 <u>(貯蔵施設(廃棄物貯蔵施設を含む) または廃棄施設も同様)</u>																
309	表 11.2	(表の差替)	※欄外を参照。																

321 322	図 11.1- 11.2	原子力規制庁 原子力防災課 事故対処室	原子力規制庁 事故対処室 ※ 図 11.2 は添付事務連絡の（別紙）、（別添 1、2）を参照。
323	図 11.3	（様式の差替）	※ 図 11.3 は添付事務連絡の（参考資料）を参照。
329 336 343 344	下 2 2,3 17 7	震度 4 以上か未 満か 震度 4 未満 震度 4 以上か未 満か 震度 4 以上 震度 4 未満	【 地震の震度と大規模自然災害への措置の考え方 】 今回の変更で、地震（震度 5 強以上）は大規模自然災害として 統一的に取り扱われるようになった。また、震度 4 以上による全 事業所の点検義務については変更となり、点検を行う震度は各事 業所が予防規程で定めることとなった。詳細は、別添の平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡（原規放発第 1803076 号）を参照。 …………… 特定許可使用者（RI による）は、所在の市区町村で震度 5 強以 上の地震、風水害による家屋全壊が発生した場合には点検を行い、 結果について規制庁に報告を行う。ただし、震度 5 強未満でも異 常があれば原子力規制庁事故対処室に報告する。
330	6	（変更）	特定許可使用者（放射性同位元素の使用によって特定許可使用 者となる場合に限る。）は、 <u>施設が所在する市区町村で、震度 5 強 以上の地震又は風水害による家屋全壊(住家流出又は 1 階天井まで の浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合)が発生した場合は、 安全確保の上可能な限り速やかに施設・設備の点検を行い、法令報 告の対象となる異常事態が発生した場合は、原子力規制委員会原 子力規制庁事故対処室に電話と FAX により状況を通報する。</u> <u>また、上記特定許可使用者のうち、放射線障害予防規程で応急の 措置の事前対策を求められる者（規則第 21 条第 1 項第 14 号）に おいては、点検の結果異常事態がないことが判明した場合には、そ の旨をメールで原子力規制委員会原子力規制庁事故対処室に通報 する。</u>
330	14	震度 5 以上	（「マイコンメータ」は）震度 5 <u>程度</u>
343	18	(1) 点検を行い、 <u>異常がなかった 場合、 genjisin@nsr.go.jp へメールで通知す る。また、</u>	(1) 点検を行い、 <u>（※ 左欄の下線部削除）</u>
361		参考資料 2	最新の放射線障害予防規程に定めるべき記載事項に関しては、「放 射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」にて確認の こと。（原子力規制委員会ウェブサイト、 http://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf ）
383	9	則第 39 条第 2 項	則第 39 条第 1 項
383 396	13 様式	則第 39 条第 3 項	則第 39 条第 2 項
384	7-8	原子力規制庁放 射線対策・保障措 置課放射線規制 室担当官	原子力規制庁の放射線規制に係る担当官

表 11.2 事故、危険時の連絡・届出・通報先

放射線障害防止法関係				
	事象	該当者	連絡・届出・通報先	法令等
警察等への届出 連絡	盗取、所在不明その他の事故	許可使用者等*1 (表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者も含む)	警察官又は海上保安官へ遅滞なく届け出る。 直ちに、原子力規制庁事故対処室に連絡する。	法律第 32 条 平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡
危険時の措置	放射線障害のおそれがある又は放射線障害が発生した場合	地震、火災その他の災害により、放射線障害のおそれ又は発生した事態を発見した者	警察官又は海上保安官へ直ちに通報する。	法律第 33 条第 2 項
	火災及び延焼のおそれのある場合	許可使用者等*1 (表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者も含む)	消防署又は市町村長が指定した場所(消防法第 24 条)に直ちに通報する。	規則第 29 条第 1 号 消防法第 24 条
危険時の措置(事業所外運搬)	同上	同上	消防署又は市町村長が指定した場所(消防法第 24 条)又は最寄の海上保安庁の事務所に直ちに通報する。	規則第 29 条第 1 号 消防法第 24 条 運輸省令第 22 号*2(昭和 56 年 5 月 18 日)
異常事態	地震その他の災害、盗取、所在不明、異常な漏えい等の法令報告の対象となる異常事態	許可使用者等*1	原子力規制庁事故対処室に電話連絡及び FAX による状況を直ちに通報する。 事業所外運搬の場合は、遅滞なく原子力規制庁事故対処室又は国土交通大臣、都道府県公安委員会(運搬を届け出た場合)に遅滞なく報告する。	法律第 31 条の 2 内閣府令第 70 号*3(平成 17 年 5 月 30 日) 平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡
火災	管理区域で火災が発生又は事業所内での火災により放射性同位元素若しくはその収納容器に延焼の可能性がある場合	許可届出使用者等*1 (運搬を委託された者を除く)	原子力規制庁事故対処室に電話連絡及び FAX による状況を通報する。	平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡
大規模自然災害	施設が所在する市区町村で、異常事態が発生した場合	放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者*5	原子力規制庁事故対処室に電話連絡及び FAX による状況を通報する。	平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡
	問題(異常事態)がない場合	危険時事前対策事業者*6	原子力規制庁事故対処室にメールにて報告する。	
事故の報告	表 11.1 の事象	許可届出使用者等*1 (運搬を委託された者を除く)	直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制庁事故対処室に報告する。	規則第 28 条の 3

- *1 許可届出使用者等：許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者
- *2 運輸省令第 22 号：放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則
- *3 内閣府令第 70 号：放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令
- *4 大規模自然災害：震度 5 以上の地震、風水害による家屋全壊(住家流出又は 1 階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合)
- *5 放射性同位元素の使用により特定許可使用者となるものに限る。：密封線源 1 個当たり、装備機器 1 台当たり 10TBq 以上の貯蔵施設。密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が下限数量の 10 万倍以上の貯蔵能力
- *6 規則第 21 条第 1 項第 14 号に該当する者（危険時の措置の事前対策を求める者。ただし、放射性同位元素の使用により当該措置に該当する者に限る。）

(参考) 事故・トラブル等の緊急時における連絡方法の変更内容

旧		火災	地震		その他
			震度 4 以上	左記以外	
	電話と FAX (異常事態発生)	全事業所	特定許可事業者(RI)	全事業所	全事業所
	メール (異常事態なし)	全事業所	特定許可事業者(RI)	—	—



新		火災	大規模自然災害	地震その他の災害	その他 (法令報告)
	メール (異常事態なし)	—	危険時事前対策事業者(RI)	—	—

.....

図 11.2 (p.322)、図 11.3 (p.323) の差替は、
添付の、平成 30 年 3 月 7 日付事務連絡（原規放発第 1803076 号）を参照。

各許可届出使用者・各表示付認証機器届出使用者

各届出版売業者・各届出賃貸業者・各許可廃棄業者 殿

放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の 緊急時における連絡について

平成30年3月7日
原子力規制庁長官官房
総務課事故対処室
放射線規制部門
事務連絡

平成29年4月14日に公布された、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）では、事故・トラブル等が生じた場合の原子力規制委員会等への報告を第31条の2に一本化する等の改正を行いました。

これに伴い、事故・トラブル等の報告に係る関係規則等（「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈」）が策定され、平成30年4月1日から施行されることとなっています。

※ 放射線障害防止法関係法令等については原子力規制委員会ホームページ(下記URL)を参照。

(https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/index.html)

この度、今回の法令改正等に伴い、事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」(平成25年3月19日文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室)のうち、事故・トラブル等の緊急時における連絡方法を定めた「3. 報告及び緊急時・トラブル発生時の対応について」を別紙のとおり見直すこととしましたので、お知らせいたします。

【各許可届出使用者・各表示付認証機器届出使用者・各届出販売業者・各届出賃貸業者・各許可廃棄業者】(全事業者)

- ◎ 地震その他の災害等によるものも含め、放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。
- ◎ 管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合(事業所内運搬中の場合を含む)には、法令報告の対象となる異常事態が発生しなくとも、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。(別添1)

【特定許可使用者】(別添2)

- ◎ 大規模自然災害(震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊(住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合))が発生した市区町村の特定許可使用者(放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。以下同じ。)は、安全確保の上、可能な限り速やかに施設・設備の点検を行い、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を通報して下さい。
- ◎ 上記の特定許可使用者のうち、平成30年4月に施行する放射線障害防止法施行規則第21条第1項第14号に該当する者(危険時の措置の事前対策を求める者。ただし、放射性同位元素の使用により当該措置に該当する者に限る。以下同じ。)においては、施設・設備の点検の結果、法令報告の対象となる異常がない場合には、その旨をメール(genjisin@nsr.go.jp)により報告して下さい。

genjisin@nsr.go.jp へのメールには、次の事項を入力して送信して下さい。

件名:「件名(地震/風水害による家屋全壊/他点検結果)、異常なし」

本文:「事業所名(〇〇研究所等)、概要(〇時〇分現在、設備点検の結果、異常なし等)、連絡先(連絡に対応できる方の氏名、電話番号、メールアドレス等)」

- ◎ なお、特定許可使用者については、大規模自然災害等の発生時、原子力規制庁が施設の状況について情報収集をすべきと判断した場合には、放射線規制部門から状況の確認を行うことがありますので、御協力をお願いします。

原子力規制委員会 原子力規制庁 事故対処室

電 話：＜業務時間内＞ 03-5114-2112

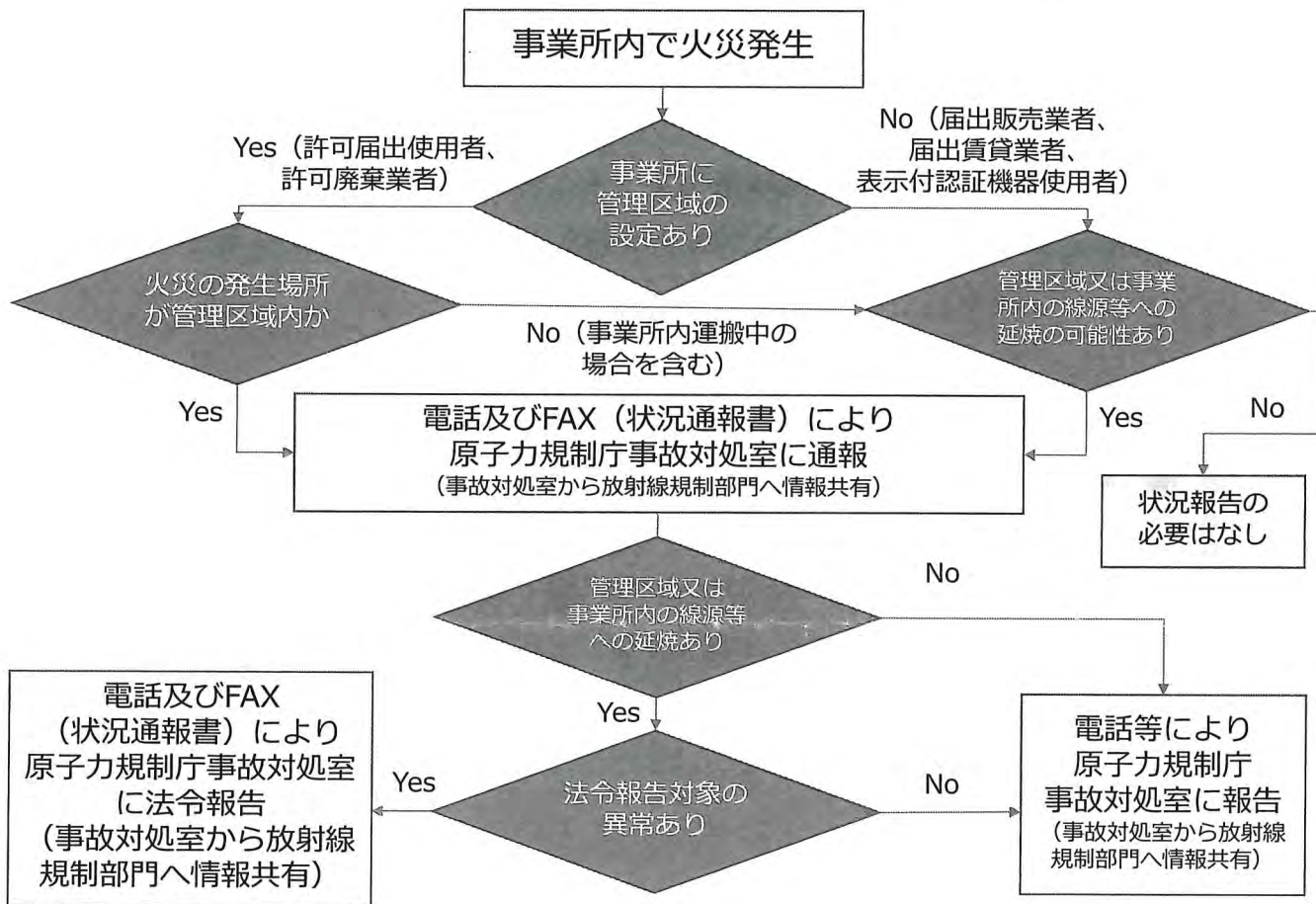
＜夜間・休日＞ 080-5885-7450（第1順位）

03-5114-2112（第2順位）

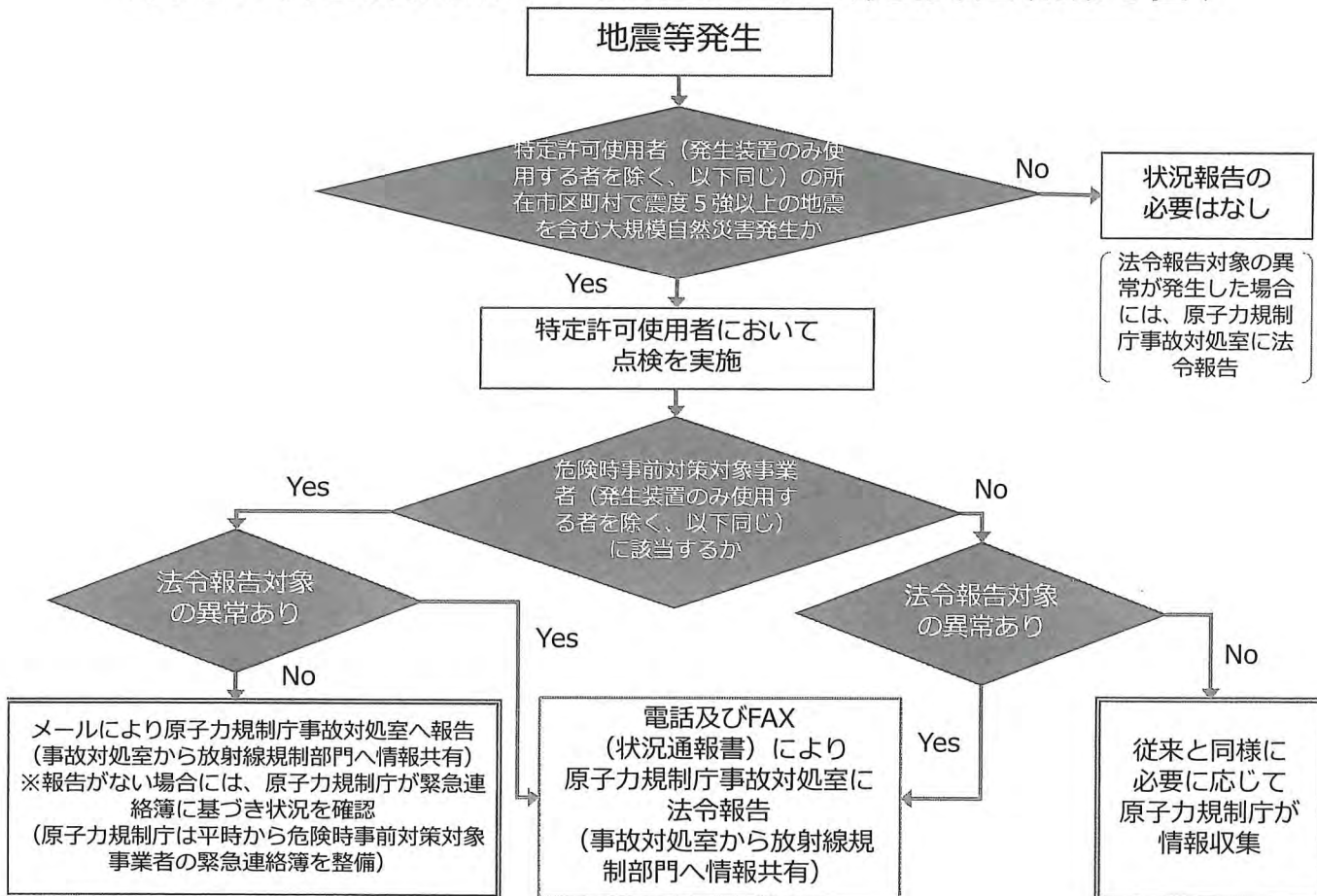
勤務時間は平日9：30～18：15になります。

F A X：03-5114-2197

緊急時連絡方法の見直し(火災)



緊急時連絡方法の見直し(大規模自然災害)



放射性同位元素等取扱施設における状況通報書(第 報)

送付先：原子力規制委員会原子力規制庁 事故対応室

1. 記入日時：平成 年 月 日 () 時 分

2. 事業所名： _____

事業所区分：許可使用 届出使用 販売 賃貸 廃棄

所有線源等：密封線源 ()

非密封線源 ()

放射線発生装置 ()

3. 異常事象等発生(確認)日時：平成 年 月 日 () 時 分

4. 具体的な場所の名称： _____

・区域区分：管理区域 管理区域外 不明

・該当する事故報告基準(RI規則第28条の3各号のうち該当する号を記載、
複数可)： _____

・状況

①施設・設備の異常故障 有 無 確認中

②被ばく 有(推定線量 mSv) 無 確認中

③汚染 有 無 確認中

④放射性物質の異常漏えい 有 無 確認中

⑤人身事故 有 無 確認中

⑥火災 有(消防通報 時 分) 無 確認中
(鎮火確認 時 分)

⑦爆発の可能性 有 無 確認中

⑧危険時の措置 危険なし 措置済み 未処置

⑨その他 ()

5. 異常事象発生状況・概要

・状況概要(いつ・誰が・何を・どうした・なぜ)

6. 連絡済箇所：都道府県 市区町村 警察 消防 その他 ()

7. プレス発表：有(発表時間 時 分) 無 検討中

8. 本件の問合せ先：

連絡責任者の氏名、所属 _____ :

連絡責任者の電話番号 _____ :

連絡責任者のFAX番号 _____ :

連絡責任者のメールアドレス _____ :

注) 発生場所がわかるようにできるだけ図面(火災の場合、発生場所と至近のRIとの距離を記載)を添付する。